

第19回 貧困を考える連続市民シンポジウム

# 外国人労働者問題について

## ～技能実習制度と新入管法の問題点～

昨年12月、入管法の改正により、外国人の方が特定の業種にて就労するための在留資格が増えることになりました。他方、従来の「技能実習生」という在留資格で来日した外国人の方が低賃金、劣悪な環境下で就労を余儀なくされていることが問題化しています。京都弁護士会主催の第19回貧困を考えるシンポジウムは、技能実習生制度と入管法の改正をテーマに、外国人労働者の問題に取り組んでおられる指宿昭一弁護士をお招きしてご講演いただきます。

講師

**指宿 昭一 (いぶすき しょういち) 弁護士**

略歴：日本労働弁護団全国常任理事、外国人技能実習生問題弁護士連絡会共同代表、外国人労働者弁護団代表、第二東京弁護士会会員

日時

**2019.6.22 (土)**

**13:30～15:30**

【開場は13:00】



場所

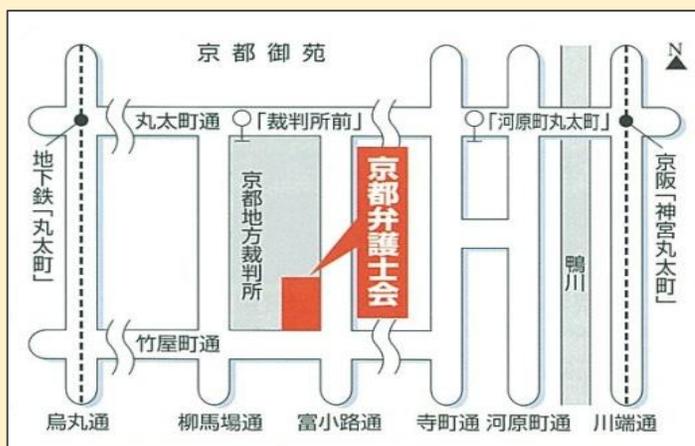
### 京都弁護士会館

京都市中京区富小路通丸太町下ル

※公共交通機関でお越しください。

申込  
不要

入場  
無料



**京都弁護士会**  
KYOTO BAR ASSOCIATION

お問い合わせ 075-231-2378  
HP <https://www.kyotoben.or.jp/>

